

協議先一覧表（名古屋市）

次の表に掲げる協議事項に該当する場合は、各法令等により許可申請、届出等が必要になる場合がありますので、所管部署と協議をしておいてください。なお、協議事項の詳細につきましては、所管部署にお問合せください。

1. 協議等が必要な区域、地区、地域等（協議該当区域図等参照）

協 議 事 項	所 管 部 署	
☐ 河川保全区域内で建築等を行う場合 [庄内川、矢田川、天白川、新川、堀川：官民境界より18m以内] [日光川：官民境界より35m以内] ①庄内川の庄内川橋より下流の区域 ②庄内川の庄内川橋より上流、矢田川の宮前橋より下流の区域 ③矢田川の宮前橋より上流の区域、天白川の区域 新川の区域、日光川の区域 ④堀川の区域	①国土交通省庄内川第1出張所 ②国土交通省庄内川第2出張所 ③愛知県尾張建設事務所 維持管理課 ④河川管理課[緑政土木局]	①411-2539 ②901-5944 ③三の丸庁舎6階 961-4421 ④西庁舎6階 972-2882
☐ 再開発予定地区内で建築等を行う場合 [錦三丁目25番][錦三丁目16番]	都心まちづくり課再開発担当 [住宅都市局]	西庁舎3階 972-2946
☐ 都市再生緊急整備地域のうち名古屋駅周辺・伏見・栄地域で建築等を行う場合 [敷地面積又は区域面積が2,500㎡以上のもの]	都心まちづくり課企画担当 [住宅都市局]	西庁舎3階 972-2758
☐ リニア中央新幹線名古屋駅周辺で建築等を行う場合 [中村区椿町2番～6番][中村区則武二丁目2番～6番] [中村区名駅三丁目13番～17番]	リニア関連・名駅周辺 開発推進課 [住宅都市局]	西庁舎3階 972-3964
☐ リニア中央新幹線名古屋駅周辺トンネル上部で建築等を行う場合 [西区名駅三丁目、那古野一丁目、那古野二丁目] [中村区名駅三丁目、則武二丁目、竹橋町、則武本通3丁目、太閤通4丁目、 太閤通5丁目、若宮町2丁目、若宮町4丁目]	東海旅客鉄道㈱ 中央新幹線愛知工事事務所	松浦ビル5階 756-2221
☐ 立体交差事業施行関連区域で建築等を行う場合 [守山本通線・小幡～大森・金城学院前]	道路建設課立体交差担当 [緑政土木局]	西庁舎7階 972-2867
☐ 周知の埋蔵文化財包蔵地内で建築等を行う場合 (名古屋市遺跡分布図、マップあいち(埋蔵文化財・記念物)参照) ☐ 史跡の指定地内で建築等を行う場合(名古屋市遺跡分布図、マップあいち(埋蔵文化財・記念物)参照)	文化財保護課 [教育委員会]	教育館8階 253-9279
☐ 伝統的建造物群保存地区内で建築等を行う場合 [緑区有松] ☐ 町並み保存地区内で建築等を行う場合 [緑区有松][東区白壁・主税・榑木][西区四間道][西区中小田井]	歴史まちづくり推進課 [観光文化交流局]	本庁舎5階 972-2782
☐ 急傾斜地崩壊危険区域(法指定)内で建築等を行う場合	愛知県尾張建設事務所 維持管理課	三の丸庁舎6階 961-4421
☐ 名古屋高速道路沿線30m以内で建築等を行う場合	名古屋高速道路公社 交通管理課	黒川ビル4階 919-3207
☐ 都市景観協定地区内で建築等を行う場合 [錦三丁目、住吉通(栄三丁目)]	ウォークابل・景観推進課 都市景観担当 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2732
☐ 都市機能誘導区域外で誘導施設の建築等を行う場合 (誘導施設は「なごや集約連携型まちづくりプランに基づく届出の手引き」参照) ☐ 居住誘導区域外で住宅(3戸以上)の建築等を行う場合	都市計画課都市計画担当 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2712

2. 協議等が必要な特殊地域等（協議該当区域図等参照）

協 議 事 項	所 管 部 署	
☐ 都市公園内で建築等を行う場合(公園配置図参照)	緑地管理課指導担当 [緑政土木局]	西庁舎5階 972-2473
☐ 特別緑地保全地区内で建築等を行う場合(公園配置図参照)	緑地維持課民有地緑化担当 [緑政土木局]	西庁舎5階 972-2465
☐ 名城郭内申し合せ区域内で建築等を行う場合[中区]	都市計画課地域計画担当 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2713
☐ 県営名古屋空港周辺区域内で建築等を行う場合[北区、西区] [進入表面、転移表面、水平表面に抵触又は近接する建造物]	愛知県名古屋空港事務所	0568-29-1603 0568-29-1604

3. 協議等が必要な建築物等

協 議 事 項	所 管 部 署	
☐ 地域冷暖房届出対象建築物を建築する場合 [第1・2種低層住居専用地域内を除く、延べ面積が 30,000㎡以上の建築物すべて]	都市計画課都市計画担当 [住宅都市局]	西庁舎4階 972-2712
☐ 高さが100m以上、かつ、延べ面積が 50,000㎡以上の建築物を建築する場合	地域環境対策課 環境影響評価担当 [環境局]	東庁舎5階 972-2697
☐ 3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合 ☐ 特定有害物質等取扱工場等(ガソリンスタンド等)の敷地において、500㎡以上の土地の形質の変更を行う場合	地域環境対策課 有害化学物質対策担当 [環境局]	東庁舎5階 972-2677
☐ 県要綱対象の特定荷主等 [敷地内の延べ面積10,000㎡超又は敷地面積30,000㎡超]	大気環境対策課 交通環境対策担当 [環境局]	東庁舎5階 972-2682
☐ 廃棄物減量条例対象の事業用建築物 ①延べ面積が 1,000㎡以上の建築物 ※ 廃棄物・再利用対象物保管場所の届出 ②店舗面積が500㎡超、かつ、延べ面積が 1,000㎡未満の建築物 ※ 再利用対象物保管場所の届出 ③店舗面積が500㎡超、かつ、延べ面積が 1,000㎡以上の建築物 ※ 廃棄物・再利用対象物保管場所の届出	資源循環推進課 事業系ごみ対策担当 [環境局]	本庁舎4階 972-2390
☐ 建築物の解体工事を行う場合 [解体する建築物の床面積合計が1,000㎡以上のもの]、[アスベストが廃棄物として発生する場合]	廃棄物指導課 産業廃棄物指導担当 [環境局]	本庁舎4階 972-2392
☐ 建設汚泥を再利用する場合 ※建設汚泥が発生する工事に着手する7日前までに届出		
☐ 建設工事で発生する産業廃棄物の保管をする場合 ※保管面積が300㎡以上の事業場外で保管(廃棄物処理法対象の場合) ※保管面積が100㎡以上の屋外で保管(産廃条例対象の場合)		
☐ 愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」 適用対象建築物を建築する場合	建築審査課 建築審査担当 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2929、2930
☐ 建築物環境計画書届出対象建築物を建築する場合(CASBEE) [床面積が2,000㎡を超える建築物]	建築指導課 建築物環境指導担当 [住宅都市局]	西庁舎2階 972-2924
☐ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) の対象建設工事を行う場合 ※工事着工7日前までに届出 [建築物の解体工事で延べ面積が80㎡以上の場合] [建築物を新築、増築する部分の延べ面積が500㎡以上の場合]など		
☐ 自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の駐車場の建築等を行う場合	大気環境対策課 交通環境対策担当 [環境局]	東庁舎5階 972-2682
☐ 旅館業の施設、興行場(劇場、映画館、演芸場等)、公衆浴場、納骨堂、火葬場を建築する場合	環境業務課 衛生指導担当、環境衛生担当 [健康福祉局]	本庁舎1階 972-2643、2644
☐ 大規模小売店舗立地法対象建築物を建築する場合 [店舗面積が 1,000㎡を超える大規模小売店舗]	地域商業課大店立地担当 [経済局]	本庁舎5階 972-2433
☐ 電波伝搬障害防止区域内に高さが31mを超える建築物等を建築、修繕等を行う場合 [電波伝搬路の中心線の両側それぞれ50m以内の区域] (電波伝搬障害防止区域を表示する図面参照)	東海総合通信局 無線通信部陸上課	名古屋合同庁舎 第3号館 971-9907
☐ 愛知県高度情報通信ネットワーク電波伝搬路内に高さが31mを超える建築物等を建築、修繕等を行う場合 (愛知県高度情報通信ネットワーク電波伝搬路図参照)	愛知県防災安全局 防災部災害対策課 通信グループ	愛知県庁本庁舎6階 954-6196
☐ 道路を占用する場合 ☐ 車庫から歩道を横断し車が出入りする場合 乗り入れ施設の設置	各区土木事務所管理担当 道路管理課占用担当 [緑政土木局]	西庁舎6階 972-2849
☐ 二級河川手越川左岸道路(下中橋～平部橋)に面して建築等を行う場合	河川管理課管理担当 [緑政土木局]	西庁舎6階 972-2882